

夕張市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽を設置する者に対して、夕張市浄化槽設置整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/1(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (2) 専用住宅 主に居住の用に供する住宅で、小規模店舗等を併設した住宅及び賃貸住宅も含む。

(補助対象区域)

第3条 補助の対象となる区域は、夕張市公共下水道の処理区域以外の地域とする。

(補助の対象)

第4条 市長は、補助対象区域において専用住宅に浄化槽を設置しようとする者に対して、補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査、または建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 販売目的で浄化槽付き専用住宅を建築(増築及び改築を含む。)する者
- (3) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 市税等を滞納している者
- (5) この事業の目的の達成に関し支障があると認められる者
- (6) 補助金の交付を申請した日の属する年度内に実績報告書を提出できない者

(補助金額)

第5条 補助金の額は、浄化槽の本体設置に要する費用に相当する額とし、別表人槽区分の欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の限度額欄に定める額を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、申請期間は当該年度の4月1日から10月31日までとする。

- (1) 浄化槽設置届出書(審査期間を経過したもの)又は建築確認通知書の写し
- (2) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 浄化槽の設置計画図
- (5) 浄化槽の設置工事見積書
- (6) 浄化槽施工業者との工事請負契約書の写し
- (7) 市税等の滞納がないことを明らかにする書類
- (8) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の浄化槽登録証の写し
- (9) 社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証
- (10) 登録浄化槽管理票(C票)

(11) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、交付を決定した者に対しては補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定した者に対しては補助金不交付通知書(様式第3号)により、それぞれ通知する。

(承認申請)

第8条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該申請の内容に変更が生じたとき又は補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、変更(中止・廃止)承認通知書(様式第5号)により通知する。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業完了後1月以内(前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1月以内)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽の使用開始報告書の写し
- (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (4) 施工状況に係る写真
 - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証明する写真
 - イ 基礎工事の状況を示す写真
 - ウ 据付工事の状況を示す写真
 - エ かさ上げの状況を示す写真
 - オ 浄化槽本体(型式のわかる)の写真
- (5) 工事費請求書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付決定通知の交付条件等に違反したとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付さ

れているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(状況の確認)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を確認することができる。

(適用除外)

第15条 この要綱に定める補助金は、国、北海道若しくは市等の地方公共団体並びに事業活動に供する施設及びこれに付帯する建築物の浄化槽には適用しないものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

人槽区分	限度額
5人槽	352,000円
6～7人槽	441,000円
8～10人槽	588,000円
11～20人槽	1,002,000円
21～30人槽	1,545,000円
31～50人槽	2,129,000円
51人槽～	2,429,000円